

法科大学院 定期試験「受験者心得」

1. 受験者は、試験開始の定刻 20 分前までに試験場に到着し、5 分前には必ず入場していなければならない。
2. 試験場内の座席は、監督者が指示するところに着席しなければならない。
3. 受験者は、入場の際、学生証を必ず監督者に提示して入室しなければならない。
学生証は、着席後、ケース等から取り出し、机上の監督者が見やすい場所に置かなければならない。
4. 答案用紙は、入場の際、監督者から受け取り入室しなければならない。
5. 答案用紙は、専攻所定のものを使用しなければならない。ただし、授業担当教員が別に指示した場合は、それに従う。
6. 受験者は、持ち込みを許可されたもの以外の書籍・ノートの類を机上に置いてはならない。
六法等のケースも机上に置いてはならない。
7. 答案の作成は、ペンまたは万年筆を使用しなければならない。
8. 問題用紙は切り離してはならない。カンニングペーパーと見誤られ不正行為と認定されるおそれがある。
9. 受験者は、試験開始定刻後 30 分経過するまでは、退場することができない。
試験を放棄する場合には、答案用紙に必要事項を記入の上、大きく「放棄」と明記し、その答案用紙を直接監督者に渡して退場しなければならない。
試験開始定刻後は遅刻者の入場は認めない。ただし、特別の事情により遅刻した者については、試験開始定刻後 30 分以内までに限り、その入場を認めることがある。
10. 受験者は、入室後または試験中、監督者の許可を得ないで試験場外に出てはならない。
なお、試験終了 5 分前から試験終了までの間は、退場することができない。
11. 試験終了の合図によって、直ちに筆を擱かなければならない。なお、答案用紙の所定欄に、氏名、学生証番号がないときは、その答案は無効となる。
答案用紙の所定欄以外に、受験者の氏名・学生証番号や、「自分は再履修者である。」等、解答に関係なく受験者を特定できる事項を記載してはならない。そのような記載のある答案は無効となる。
12. 試験場内においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。
13. 試験は公正に行なわれなければならない。これに反する行為は不正行為である。不正行為は絶対に行ってはならない（試験における不正行為は東京大学学生懲戒処分規程により懲戒処分の対象となりうる行為である。）。
このことは受験者の守るべき規律として当然のことであるが、本専攻の試験に際しては、この点を特に注意してほしい。
六法等の持ち込みを許可された場合も、書き込みのあるものの持ち込みは不正行為である。

<付記>

1. 持ち込みが禁止されることのある「解説・判例付き六法」とは、たとえば次のものがそれにあたります。

判例六法（有斐閣）、判例六法 Professional（有斐閣）、模範六法（三省堂）、
模範小六法（三省堂）、判例付き法務六法（三省堂）

「解説・判例付き六法」の持ち込みが禁止された場合に持ち込むことのできる六法は、たとえば次のものがそれにあたります。

ポケット六法（有斐閣）、六法全書（有斐閣）、デイリー六法（三省堂）、
司法試験用六法（第一法規 又は ぎょうせい）

2. 特別に許可された場合を除き、持ち込み許可物への書き込みは一切禁止されます。
六法における受験科目以外の部分への書き込みも不正行為となります。このため、勉強の際に書き込みをした場合は、試験に際して持ち込み用にさらにもう一点用意する必要があります。
3. 消しゴム等で消せるボールペン、修正液・修正テープの使用は認めていません。答案の記述を訂正する際は、削除すべき箇所の上に二重線を引いてください。

2025 年度 S セメスターに実施する対面型定期試験においては、上記に加え、以下の点に留意してください。

(上記の一部を変更している場合もあります。)

▼2025 年度 S セメスターの対面型定期試験では、答案用紙をあらかじめ利用可能な席に配付しています。監督者の指示に従い、答案用紙が配付されている席に、前から順に着席してください。

▼試験場においても、基本的な感染防止対策については、引き続き留意してください。